

独立行政法人科学技術振興機構法

(平成一四年一二月一三日法律第一五八号)

一、提案理由(平成一四年一月七日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会)

(独立行政法人国民生活センター法(平一四法一二三)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院特殊法人等改革に関する特別委員長報告(平成一四年一月十九日)

(独立行政法人国民生活センター法(平一四法一二三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院文教科学委員長報告(平成一四年一二月六日)

○大野つや子君 ただいま議題となりました八法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

また、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案等六法律案は、いずれも特殊法人を解散し、独立行政法人を設立しようとするものであり、このうち、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案は、特殊法人の宇宙開発事業団、独立行政法人航空宇宙技術研究所及び大学共同利用機関の宇宙科学研究所を統合し、独立行政法人を設立するものであります。

委員会におきましては、これらの法律案の審査に資するため、視察を行うとともに、八法律案を一括して議題とし、特殊法人改革の理念、独立行政法人化の効果、効率化になじまない分野でのコスト削減の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林理事より八法律案に対して反対の意見が述べられ、続いて、順次採決の結果、八法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、八法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成一四年一二月五日)

政府及び関係者は、右各法律の施行に当たっては、各法人の業務が、教育、文化芸術、スポーツ、学術及び科学技術の分野であることにかんがみ、その特性に十分配慮するとともに、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、独立行政法人への移行等に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。

二、独立行政法人への移行等の後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

三、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の長の選任においては、当該分野に識見を有する適切な人材を広く内外から起用するよう十分配慮すること。その他の

役員の選任についても同様とすること。

四、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、文部科学大臣は、独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較できる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。

五、独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。

六、独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

七、放送大学学園が特別な学校法人に移行した後は、私立学校法の趣旨にのっとり、自主的、自律的な学校運営の確保に十分配慮すること。

八、学術及び科学技術に係る法人においては、研究分野の特性等を踏まえ、その研究評価体制・手法について、継続的に見直し、改善を行うこと。

右決議する。